

議案第49号

鹿児島県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県海岸占用料等徴収条例（平成12年鹿児島県条例第67号）の一部を次のように改正する。

別表第1 電気，ガス又は水道施設用地の項中「520」を「570」に，「200」を「220」に，「730」を「790」に，「70」を「76」に，「130」を「150」に改め，同表交通施設用地の項中「650」を「710」に，「42」を「46」に改め，同表農業用地の項中「6」を「7」に改め，同表宅地の項中「92」を「100」に，「103」を「110」に改め，同表鉱工業用地の項及び土木建築用地の項中「110」を「120」に，「79」を「86」に改め，同表漁業用地の項中「57」を「62」に，「23」を「25」に改め，同表娯楽施設用地の項中「620」を「680」に，「65」を「71」に，「17」を「19」に改め，同表広告宣伝施設用地の項中「920」を「1,000」に改め，同表その他の項中「70」を「76」に，「78」を「85」に改める。

別表第2 砂の項中「100」を「110」に改め，同表砂利の項中「160」を「170」に改め，同表かき込砂利の項及びぐり石の項中「150」を「160」に改め，同表転石の項中「83」を「90」に，「120」を「140」に改め，同表石材の項中「3,000」を「3,300」に改める。

附 則

この条例は，令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

海岸に係る占用料及び土石採取料の額を改定するため，所要の改正をしようとするものである。